

<労働組合法第7条第1号該当（不利益取扱い等）>

年 月 日

不当労働行為救済申立書

都道府県	労働委員会 会長 殿
------	------------

申立人

主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）

〒

組合名・代表者職氏名（個人の場合は氏名）

※ 注	
TEL	FAX

※注：申立人の署名又は記名押印に代わる確認資料として、受付時に、「労働組合の資格審査」に必要な書類一式の提出をお願いしています。

なお、従前どおり申立人の署名又は記名押印のある申立書も受け付けています。

被申立人

主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）

〒

会社名・代表者職氏名（個人の場合は氏名）

TEL	FAX
-----	-----

第1 不当労働行為を構成する具体的事実

1 当事者

	組合員数	当該事業所 名	組合全体 名
申立人	上部団体又は所属組合	有（その名称 無	）
	企業内の他の組合	有（その組合員数 無	名）
	その他の事項		
	業種		
被申立人	従業員数	当該事業所 名	企業全体 名
	その他の事項		

2 不当労働行為を構成する具体的事実

(労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、又はこれを結成しようとしたこと、若しくは労働組合の正当な行為をしたことで、使用者のどのような行為によって、いつ、どのような不利益を被ったのか、チェックシートにチェックした項目に即して具体的に記載してください。)

(記載例) 組合は、〇〇を要求して団体交渉を行ったが、会社回答に不満なため、〇月〇日にストライキを行った。その後、会社は、〇月〇日付けで組合の執行委員長〇〇を、遅刻が多く勤務態度が不良だとして解雇したが、同様の理由で解雇された例はこれまでなく、真の理由はストライキを主導した執行委員長を会社から排除するためである。

第2 請求する救済の内容

1 被申立人は、以下の措置を執らなければならない。

(記載例) 組合員〇〇に対する〇〇年〇月〇日付けの解雇を撤回し、原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払う

こと

2 使用者の行為が不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書の提示等

求める 求めない

(いずれかにチェックし、求める場合は、以下にその文面を記載してください。)

(記載例) 会社は、1メートル×2メートル大の白紙に、下記のとおり明瞭に墨書して、
本社玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

〇〇労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

当社が、貴組合員(役職等) 〇〇〇〇に対して、〇〇年〇月〇日付け行った解雇は、
〇〇労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

* 労働組合法第7条第4号に該当するとして申し立てる場合も、この様式を使用してください。

